

# 介護老人保健施設池田苑 指定訪問（指定介護予防）

## リハビリテーション

### 運営規程

#### （運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人愛和会が開設する介護老人保健施設池田苑指定訪問リハビリテーション（以下「当事業所」という。）において実施する訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

#### （事業の目的）

第2条 介護老人保健施設池田苑指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）は、要介護状態と認定された利用者（介護予防訪問リハビリテーションにあたっては要支援状態）（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようし支援することを目的とする。

#### （運営の方針）

第3条 当事業所では、尊厳・貢献・共生・成長を柱とする法人基本理念に基づいてケアの実践を行う。

- 2 当事業所では、訪問に基づいて、医学的管理の下における看護、介護及びリハビリテーション、その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう支援につとめる。
- 3 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 4 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の設備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 6 サービス提供にあたっては、当法人基本理念を柱とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当事業所は、訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

#### （施設の名称及び所在地等）

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設池田苑訪問リハビリテーション
- (2) 開設年月日 令和6年6月1日
- (3) 所在地 沖縄県中頭郡西原町字池田七五七番地
- (4) 電話番号 098-946-2000 FAX番号 098-946-2230
- (5) 管理者名 長嶺 勝
- (6) 介護保険指定番号 4751280043号

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人
- (2) 医師 1人以上
- (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の身体機能の維持又は向上のため、リハビリテーションの提供を行うにあたり、診療を行い、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に指示をすること及び利用者の健康管理及び保健衛生の指導を行う。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚法等により、指定訪問リハビリテーション等を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第7条 当事業所の営業日及び営業時間は次のとおりである。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、年末年始（12月31日から1月3日）を除く。
- (2) 営業時間：8：30～17：30
- (3) サービス提供時間：9：00～17：00

(指定訪問リハビリテーションの内容)

第8条 指定訪問リハビリテーション等の内容は次のとおり、定める事項に留意し実施するもととする。

- (1) 指定訪問リハビリテーション等は、利用者の心身の状態及び生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、事業所医師及び主治医の診療による指示又は主治医意見書による指示に基づき、作成した訪問リハビリテーション計画等に沿って実施するものとする。
- (2) 指定訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うこととともに、訪問リハビリテーション計画等の修正を行い、改善を図るよう務めるものとする。
- (3) 指定訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的及び具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備その他療養上必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやす

いよう指導又は説明を行うものとする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は別紙料金表のとおりとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の訪問の実施地域を以下のとおりとする。

西原町、那覇市、与那原町、南風原町 その他地域については要相談とする。

(事業提供に当たっての留意事項)

第11条 当事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 事業の提供に当たっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (2) 指定訪問リハビリテーション等の提供を行う従事者は、当該リハビリテーションの提供において身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示するものとする。
- (3) 指定訪問リハビリテーション等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認するものとする。

(身体の拘束等)

第12条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、当事業所の管理者が判断しその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修（年1回以上）を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

当事業所の従業者は虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることからこれらを早期発見できるよう努める。また、利用者及びその家族から虐待等に係る相談、利用者からの市町村への虐待の届出について適切な対応をすること。

当事業所は、サービス提供中に従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報し、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力すること。

(褥瘡対策等)

第14条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、職員への周知を定期的に行う。また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難・救出訓練）……年2回以上  
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練………年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底………隨時
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第16条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修・訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的期間での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(職員の服務規律)

- 第 18 条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
  - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
  - (3) お互いで協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

- 第 19 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

- 第 20 条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人愛和会の就業規則による。

(衛生管理)

- 第 21 条 当事業所職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。
- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする。）をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所の施設、食器のその他の設備の飲料水の衛生的な措置を講じる。
  - (3) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (4) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

- 第 22 条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(損害賠償)

- 第 23 条 管理者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(認知症ケアについて)

- 第 24 条

1. 従業者に対する研修の実施について

事業所は、認知症に関する十分な知識と理解を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的とし定期的に研修を実施する。

2. 認知症ケアの方法について

認知症高齢者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ環境、チームケアを統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行う。パーソンドケア（いつでもどこでもその人らしく）本人の自由意思を尊重したケアを実践する。

（ハラスマント対策の実施）

第 25 条 当事業所は、ハラスマントに対する相談に応じ、適切に対応するための必要な体制の設備を行うものとする。

- (1) 被害者への配慮のための取り組み
- (2) 被害防止のための取り組み（マニュアル作成、研修の実施、業種・業態等の状況に応じた取り組み）

（要望及び苦情などの相談）

第 26 条 提供したサービスに関する利用者又は家族からの要望、又は苦情に対して、迅速かつ適切、丁寧に対応するため、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

- (1) お申し立てに関しては、窓口、電話、意見箱への投書、郵送などがありますが、どのような形でも構いません。 対応者：支援相談員

窓口：池田苑 1 階事務所窓口 月～土 8：30 ～ 17：30

電話またはファックス

TEL. 946-2000 FAX. 946-2230

ご意見箱：池田苑正面玄関、2・3 階エレベーター横にアンケート用紙がありますので、  
ご記入の上意見箱に投函下さい。

郵送：〒903-0115 沖縄県中頭郡西原町字池田 757

介護老人保健施設 池田苑 支援相談員 宛

（その他運営に関する重要事項）

第 27 条

- (1) 運営規定の概要、従業者の勤務体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。
- (2) 当事業所は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (3) この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人愛和会の理事会が定めるものとする。

付 則

この運営規程は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。